西東京市長 池澤 隆史 様

西東京市国民健康保険運営協議会 会長 清水 文子

令和6年度の国民健康保険料のあり方について(答申)

令和5年10月16日付け5西市保第1282号で諮問のありましたこのことについて、本協議会で審議し、その結果を取りまとめましたので、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

令和6年度の国民健康保険料のあり方について

2 答申事項

令和6年度税制改正において、国民健康保険税の課税限度額の見直し及び国 民健康保険税の低所得者に対する軽減判定所得の拡大が予定されている。国民 健康保険料についても同様の政令改正が実施された際には、政令に従い実施す ること。

3 答申理由

賦課限度額及び軽減判定所得については、政令改正の趣旨を踏まえた見直しが 必要である。

4 付帯意見

今後も医療費の増加が見込まれ、国保財政は更に厳しくなることが予想されることから、保険者として医療費の適正化や収納率の向上による歳入確保に努めるとともに、国保制度の安定的かつ持続的な運営のため、財政支援の更なる拡充を図るよう、引き続き、国や東京都に要望されたい。